

# 令和8年度 静岡県人権教育の手引き 概要版リーフレット

## 想像しよう 共感しよう — 気付きから行動へ —



お互いのことを知らないと誤解が生まれたり、理解し合えなかったりすることがあります。お互いのことを知るために、片方が二歩歩み寄るのではなく、お互いに一歩ずつ歩み寄ることが大切だという思いをこのポスターに込めました。

令和7年度人権啓発ポスターコンテスト コンピュータグラフィックスの部 最優秀賞  
静岡県立吉田特別支援学校駿遠分教室 3年 櫻井 乙羽

### 静岡県教育委員会



「静岡県人権教育の手引き」は、県教育委員会ホームページに内容を整理して掲載しています。各学校における人権教育の推進に活用してください。

# 1 静岡県教育委員会の人権教育

## 1 基本方針

人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。静岡県では、世界や国の様々な法や動向を踏まえ、「静岡県人権施策推進計画」及び「静岡県教育振興基本計画」を策定しました。県教育委員会では、これらの理念に沿って、「自他の人権を大切にす態度や行動力の育成」を目標に掲げ、幅広く施策を推進しています。一人一人がかけがえのない存在であることを認識し、多様性が尊重され、偏見や差別のない社会や学校の実現を目指していきます。



人権教育基本方針

## 2 学校における人権教育

学校教育においては、子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に表れるようにすることを目指しています。人権意識を育むことは、いじめや暴力といった教育現場の課題となっていることのも人権侵害を未然に防ぐことにもつながります。そのため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進していきます。

### (1) 子どもへの指導の重点

#### ◆人権に対する正しい理解を深めること

知識が足りないことで差別を生むことがあります。様々な状況に配慮した対応ができるようになるためには、まず人権に対する正しい理解と認識が大切です。

#### ◆人権感覚を高めること

人権感覚を高めるためには、様々な事象や人とのかかわりの中で、人の気持ちや痛みを想像したり、共感したりする力を身に付けていくことが必要です。

#### ◆自己肯定感を高めること

自己肯定感とは、自分自身をかけがえのない存在として認める肯定的感覚のことを言います。一人一人の成長には違いがあります。人と比べるのではなく、短所も含めた自分らしさや個性を受け止めることが大切です。

#### ◆多様性を尊重すること

多様性を尊重するためには、一人一人が異なる存在であるという認識に立つ必要があります。ものの見方や考え方、習慣、経験や立場等は様々であることを子どもたちが理解できるようにするためには、多様な価値観や異なる文化に触れる経験が大切です。

### (2) 教職員の人権意識の高揚

子どもの周りにいる大人の存在、言動そのものが人権の基準となります。特に、学校教育において教職員は最大の教育環境と言われるように、子どもに与える影響は大きく、教職員の人権感覚が問われています。教職員自身が多様な考え方に触れる機会を持ち、子どもは一人の人間として権利を持つ主体であることを認識するとともに、自らの人権感覚を振り返り、繰り返し問い直す営みが必要です。

### (3) 計画的・組織的な取組

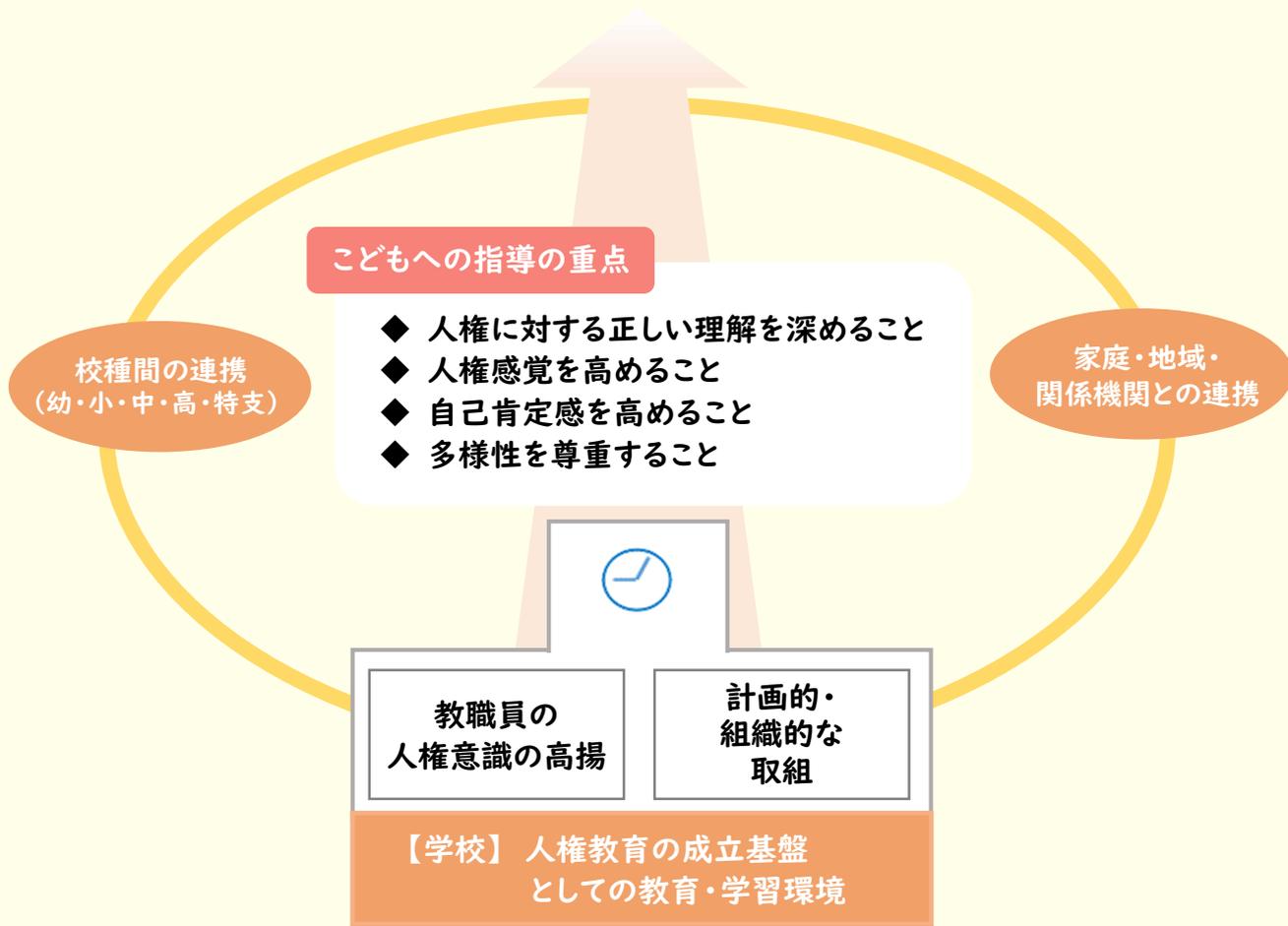
各学校においては、人権教育の推進に当たり、校内推進組織を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、計画的・組織的な取組を進めていくことが重要です。自校の実状を踏まえ、日々の教育活動でどのように具現化していくかについて、全教職員共通理解のもと、計画的・組織的に取り組みましょう。



全体計画・年間指導計画

【目標】 自他の人権を大切にできる態度や行動力の育成

キーワード： 想像しよう 共感しよう ～気付きから行動へ～



【令和8年度】 学校において意識すべき人権教育・啓発の視点

人権教育は、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、課題解決に向けた実践的な態度や行動力の育成が望まれます。学校の実状、子どもの発達段階等を踏まえ、各学校において、令和8年度に特に意識して取り組んでほしい視点を掲げました。

<p>インターネット上でも 人権を尊重しよう</p> <p>～被害者にも加害者にも ならないために～</p>	<p>障害の有無に かかわらず 互いを尊重しよう</p> <p>～心のバリアフリー ※1 の推進～</p>	<p>国籍、文化、言語の 違いにかかわらず 互いを尊重しよう</p> <p>～多様な文化が 共存する社会へ～</p>	<p>性の多様性を 尊重しよう</p> <p>～LGBTQ から ※2 SOGI へ～</p>
--	---	--	---

※1 「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです。

※2 LGBTQ は、性的マイノリティの総称。SOGI は、性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる性のあり方を尊重する表現です。

## 2 こどもの人権

### ◆「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」(平成元年11月国連採択、平成6年4月日本批准)

18歳未満の全ての児童(こども)の権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を図り、その健やかな成長や幸せを保障するために定められたもので、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。



こどもの人権

#### 4つの 原則

- 1 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- 2 こどもの最善の利益(こどもにとって最もよいこと)
- 3 こどもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)
- 4 差別の禁止(差別のないこと)

### ◆「こども基本法」(令和5年4月施行)

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としてつくられました。

## 3 人権教育研究指定校の実践紹介

人権教育研究指定校事業は、児童生徒及び教職員の自他の人権を尊重する態度や行動力を高めるための研究を行うとともに、その具現化を図り、成果を広く県内の学校に普及させることで、学校教育の一層の充実・発展を目指しています。これまでの実践を県教育委員会のホームページで紹介しています。



人権教育研究指定校

#### ◆ 令和7・8年度研究指定校 富士宮市立黒田小学校

【研究テーマ】「互いの良さを認め合い、共感的に理解できる子の育成を目指して」

## 4 授業で活用できる学習例

県教育委員会のホームページでは、授業等で活用できる学習例や朝の会や帰りの会などでも実施できる短時間ワーク等を紹介しています。これらを活用しながら、各学校で人権教育全体計画や年間指導計画に基づき人権教育を推進していきましょう。



学習例

#### ◆小・中学生対象の学習例

- 「『困った』を解決する魔法を考えよう」
- 「みんなにやさしいまち」
- 「バリアはどこにある？」

#### ◆中・高生対象の学習例

- 「一人一人の『私』を大切にしよう」
- 「性の多様性を尊重しよう」
- 「大切だと思う権利は？」

#### ◆人権感覚を磨く短時間ワーク

- 「どちらを選ぶ？」
- 「見方を変えると」
- 「I(わたし)メッセージで伝えてみよう」

#### ◆静岡県版SEL～新・人間関係づくりプログラム～

静岡県版SELで目指す姿

「わたしも みんなも しあわせに 生きるために」

- ・自己理解・他者理解
- ・こちよい人間関係
- ・セルフマネジメント



#### ◆保護者対象ワーク

人権教育を効果的に進めるためには、家庭・地域との連携が大切です。学年・学級懇談会等で活用してください。

- 「性の多様性を尊重しよう」

## 5 人権感覚を磨く校内研修

学校において、人権教育を推進していくためには、まず、教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識することが重要です。日頃の言動や姿勢を自ら見つめ直し、人権に関わる知的理解や人権感覚を高めていきましょう。



校内研修資料

### ◆ 校内研修「振り返りましょう あなたの人権感覚」(チェックシート)

- (ねらい) ・チェックシートを用いて、自らの行動や考え方を振り返り、人権を尊重しようとする気持ちを高める。  
 ・チェックシートの内容等についてグループで話し合うことで、お互いの考え方を知るとともに、自分の人権感覚に向き合い、児童生徒や保護者、地域の方、同僚等とのよりよい関わり方、教職員としての人権感覚を磨く。

	項目	チェック
学級活動や授業等の場面で	① どの子どもにも積極的に挨拶をしている	
	② 子ども一人一人の顔を見て、敬称を付けて名前を呼んでいる	
	③ どのような理由があっても、体罰はしていない	
	④ 不調を訴える子どもの言葉を受け止めている	
	⑤ 子どもとの約束は守っている	
	⑥ チャイムでの授業開始・終了など、時間を守っている	
	⑦ 丁寧な言葉遣いをし、子どもの模範となっている	
	⑧ 一人でぼつんとしている子どもに声掛けしている	
	⑨ 子どもの努力を認める言葉掛けをしている	
	⑩ 子どもたちが発言する機会を平等に与えている	
	⑪ 子どもの多様な意見や考え方を取り上げている	
	⑫ 間違いや失敗を嘲笑する子どもを見逃していない	
	⑬ 子ども同士、兄弟姉妹などを比較していない	
	⑭ 欠席の子どもの机上等のプリントを確認し、欠席の子どもに渡している	
	⑮ 視力や聴力、身長等に配慮した座席配置になっている	
	⑯ 保護者や地域の方々との連絡・協力体制があり、保護者の意見に耳を傾けている	
	⑰ 個人情報について、適切に取り扱っている	
教職員同士で	⑱ 発言と行動に矛盾はない	
	⑲ 自分の価値観だけが正しいとは思っていない	
	⑳ 間違っただけの言動をしてしまった時は、誤りを認め適切な行動を取っている	
	㉑ 不快に感じるかどうかは、相手(子どもを含む)の気持ちのみで決まることを理解している	
	㉒ どのような行動がハラスメントにあたるかを理解し、適切なコミュニケーションをとるよう心掛けている	
	㉓ 他の教職員が気になる生徒指導をしていたら、見て見ぬふりをしない	
	㉔ 相手(子どもを含む)が、セクハラを止めてほしいと必ず意思表示するとは限らないことを理解している	
	㉕ 同僚が、ちょっと変だな、大丈夫かな、それはおかしいと思ったら教職員同士で声を掛け合ったり注意し合ったりしている	
	㉖ 研修や所属長からの指導を、他人事と思わずに、自分事として捉え自分の言動について振り返っている	
	㉗ 教職員間に、何でも話し合える協力体制がある	

### いじめの重大事態を防ぐ「学校対応確認リーフレット」を活用しましょう！

各学校は、いじめ防止対策推進法に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認し、児童生徒や保護者に対して説明するとともに、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主事などを中心に実状に応じた取組を実施しましょう。

みそは3か月！

み のがさない

そ しきで対応

3か月



学校対応確認リーフレット

## ◆「インターネット上でも人権を尊重しよう ～被害者にも加害者にもならないために～」

インターネットは、私たちの生活を豊かにするとともに欠かすことができないものになっています。しかし、インターネット上の人権やプライバシーの侵害につながる行為は後をたたず、近年特にネットいじめや子どもたちをターゲットにした犯罪が大きな社会問題となっています。インターネットに関する知識や意識が十分でない子どもたちは、被害者になるだけでなく、意図せず加害者になることも少なくありません。正しいルールと知識を身に付け、人権尊重の意識をもって、インターネットを利用することが大切です。

関連する法律等	◆青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法) ◆インターネット上の違法・有害情報に対する対応(情報流通プラットフォーム対処法)
啓発動画・資料	① 啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」インターネット 編 ② 啓発動画「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」 ③ 啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」 ④ 特設サイト #No heart No SNS ⑤ 情報モラル教育ポータルサイト ⑥ 啓発資料 考えよう！インターネットと人権  ①  ②  ③  ④  ⑤  ⑥ 

## ◆「障害の有無にかかわらず互いを尊重しよう ～心のバリアフリーの推進～」

障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合い、支え合う共生社会を実現していきましょう。

関連する法律等	◆「障害者基本法」改正 ◆「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 ◆「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 ◆「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」 ◆「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」
啓発動画・資料	① 啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」障害のある人 編 ② 啓発動画「知っていますか？障害者差別解消法」 ③ 啓発資料「心のバリアフリーノート」 ④ 啓発資料「心のユニバーサルデザイン」(静岡県) ⑤ 啓発資料「『共生・教育』(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方について」  ①  ②  ③  ④  ⑤ 

## 「『共生・共育』(静岡県版インクルーシブ教育システム)の在り方について」 (令和7～16年度)

## 【基本方針】

幼保こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の連携により、全ての幼児児童生徒の「個の保育・教育的ニーズに応じた学び」を保障するとともに、障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒がこれまで以上に同じ場で共に学ぶことを追求する。

## ◆国籍、文化、言語の違いにかかわらず互いを尊重しよう ～多様な文化が共存する社会へ～

国籍、文化、言語、価値観などの異なる人々が、同じ地域で生活することは、互いを知り、互いを学ぶことによって、新しい文化や豊かで活力ある社会を生み出す源泉となります。共生社会の実現のためには、文化等の多様性を認め、互いの生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

関連する法律等	◆「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 (ハイトスピーチ解消法)
啓発動画・資料	① 啓発動画 「『誰か』のこと じゃない。」外国人 編 ② 啓発漫画 「私たちの身近にあるハイトスピーチ」 ③ 参考資料 HarmoniUP!(ハーモニアップ!) (日本人と外国人の共生社会実現に向けた政府の取り組みガイドブック) ④ 参考サイト かすたねっと(帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト)  ①  ②  ③  ④ 

## ◆性の多様性を尊重しよう ～LGBTQからSOGIへ～

わたしたち一人一人の性は、様々な要素が絡み合って形づくられます。子どもたちや身近な人たちの中で、生きづらさを感じている人がいるかもしれないという視点を持ち、性的マイノリティについて、理解を深めましょう。

関連する法律等	◆「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
啓発動画・資料	① 啓発漫画 「りんごの色(大分県作成)」 ② 啓発資料(教師用) 「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」 ③ 啓発資料 「ふじのくにレインボーガイドブック」(静岡県)  ①  ②  ③  

### 【 性の構成要素 】

- ① 身体的な性(からだの性/Sex)
- ② 性自認(ジェンダーアイデンティティ/Gender Identity)
- ③ 性的指向(好きになる性/Sexual Orientation)
- ④ 性表現(表現する性/Gender Expression)

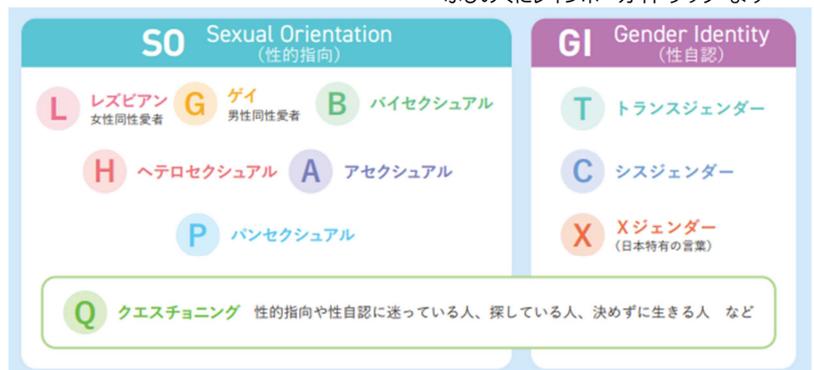


性的マイノリティの割合は、  
約10人に1人  
「左利きの人」や「AB型の人」とだいたい同じ割合

ふじのくにレインボーガイドブック より

### 【 LGBTQからSOGIへ 】

LGBTQは、性的マイノリティの総称として使われる言葉ですが、SOGIは性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使われています。性は、個人の尊厳に関わるものであり、どの人の性のあり方も平等に尊重することが求められます。



ふじのくにレインボーガイドブック より

## 7 関係機関及び相談機関



なやみ相談ナビ「はなそっと」  
年齢や悩みを選択すると、  
適切な相談窓口を検索できます。



相談窓口

相談窓口	対象・相談内容	受付時間／連絡先
静岡県うちあけダイヤル 24時間子供SOSダイヤル 若者こころの悩み相談窓口 LINE相談	小、中、高校生 39歳以下の若者 39歳以下の若者	24時間対応／0120-0-78310 (なやみいおう) 24時間対応／0800-200-2326 14時～22時／ID: @shizuokasoudan
教育相談ハロー電話 「ともしび」	こどもの悩み相談 (年長・小・中・高校生) 保護者との教育相談	平日 10:00～17:00 (年未年始を除く) 東部: 055-931-8686 ※匿名相談可 中部: 054-289-8686 西部: 0537-24-8686
総合教育センターの 面接相談 (予約制)	学校生活、家庭生活、こどもの心や 発達に関する教育相談 (年長・小・ 中・高校生、保護者、教職員向け)	受付窓口 平日 9:00～17:00／0537-24-9738 掛川会場: 月～金、沼津会場: 水・金
みんなのヘルプ相談窓口	教職員による法令違反や ハラスメント等の不正行為等に関する 相談 (児童生徒向け)	0120-793-242 kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp
教職員倫理110番	教職員による法令違反やハラスメン ト等の不正行為等に関する通報 (県民の方向け)	
静岡県 教職員不祥事根絶窓口	教職員による法令違反やハラスメン ト等の不正行為等に関する通報 (県立学校教職員向け)	
「いじめ・暴力対策」 メールコーナー	いじめ・暴力問題 こども、保護者向け	相談メール kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みや困りごと	0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
あざれあ相談 (静岡県男女共同参画課)	【女性相談】	054-272-7879 ※匿名相談可
	【男性相談】	054-272-7880 ※匿名相談可
こどもの人権110番 (静岡地方法務局)	いじめ・体罰・虐待・インターネッ ト上のトラブルなど 人権に関する相談	平日 8:30～17:15 (年未年始を除く) 0120-007-110 (ゼロゼロなの ひゃくとおぼん) ※匿名相談可
LINEじんけん相談	上記相談と同じ	平日 8:30～17:15 (年未年始を除く) ID: @linejinkensoudan ※匿名相談可
静岡県警察 少年サポートセンター (警察本部人身安全少年課)	少年の非行防止や被害少年支援に関 する相談	平日 8:30～17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に関する相談 (静岡県弁護士会)	いじめ、体罰、学校での困り事や児 童虐待、非行などの相談	9:00～12:00、13:00～17:00 静岡: 054-252-0008 浜松: 053-455-3009 沼津: 055-931-1848 ※初回相談無料
静岡県 性暴力被害者支援センター SORA	性暴力被害に関する相談	(電話相談) 24時間365日 #8891 (通話無料) 0120-8891-77 (NTTひかり電話) ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所 虐待対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24時間対応／189 (いちはやく)